

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 令和8年3月12日（木）午前10時～午後0時1分
（総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会開催中は休憩）

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 鬼頭博和 副委員長 塚崎海緒 委員 梅村 均
委員 日比野 走 委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文
委員 梶谷規子

欠席議員 なし

説明者 総務部長 中村定秋、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、総務部専門監 西山慎太郎
秘書人事課長 小崎尚美、同統括主査 犬飼智博、企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、税務課長 佐藤信次、同主幹 丹羽真伸、同統括主査 片桐慎治、同統括主査 水野珠美、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、同統括主査 井上美保、消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長 小川薫、同主幹 伊藤孝夫、同統括主査 木村裕樹、消防署長 伊藤徹、同主幹 伊藤直樹

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉

付議事件及び審議結果

| 議案番号 | 事件名 | 採決結果 |
|--------|--------------------------------|--------------|
| 議案第9号 | 岩倉市行政手続条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第10号 | 岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第12号 | 岩倉市手数料条例の一部改正について | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第17号 | 岩倉市下水道条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第18号 | 岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第19号 | 岩倉市水道料金等審議会条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |

| | | |
|----------|--------------------------------|--------------|
| 議案第 20 号 | 岩倉市水道事業給水条例の一部改正について | 賛成多数 原案可決 |
| 議案第 21 号 | 岩倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 22 号 | 岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |
| 議案第 23 号 | 岩倉市火災予防条例の一部改正について | 全員賛成 原案可決 |

総務・産業建設常任委員会（令和8年3月12日）

◎委員長（鬼頭博和君） 皆様おはようございます。

定刻となりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案10件であります。

これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、改めましておはようございます。

今回お願いしております10件の議案につきましては、いずれも条例改正でございますけれども、中には手数料条例、あるいは給水条例といった市民生活に直接関わる議案も含まれております。丁寧な答弁に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

初めに、議案第9号「岩倉市行政手続条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） この条例の一部改正は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部が改正されたためということ、岩倉市も条例の一部改正なわけなんです、不利益処分の方のデジタル技術を有効に活用することができるようにするに当たり、所要の改正を行うということで改正内容が書いてあるんですが、個人情報についてどういう対応がされるのかということについてお聞かせいただきたいと思っております。

◎行政課長（兼松英知君） まず前提としまして、不利益処分をするに当たって、まずは名宛て人に対しまして通知を送ります。その通知が届かなかった場合の手段としてのインターネットの活用となります。

インターネット上に載せる場合ですけれども特定の個人の氏名、住所等が、ホームページに掲載することとなるため、インターネット上の機械的な情報収集の手法への対策を行います。具体的には、氏名とか住所について画像化をいたします。画像化をすることによって個人情報が即座に文字列情報とし

て取得されるというところ、一手防ぐというところができるというところ
でございます。まず画像化するというところ。

もう一つ、個人情報の収集を禁止するというような事柄をそのウェブ上
に掲載をしておくというところを考えております。

◎委員（榊谷規子君） 考えてくださっていることが全て、100%まだ理解
できないんですが、あくまでも、不利益処分の名宛て人の所在が不明である
場合ということでのデジタル技術をとということで、届く場合はこういう問題
はないという認識でよろしいのでしょうか。

◎行政課長（兼松英知君） 名宛て人に届かなかった場合の手法というところ
になります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） 行政手続の実務のほうで、今、住所、氏名を画
像化して文字列を消される、そういう手続がされるというところでいろいろ
な業務が発生すると思うんですけど、そういったところの負担というのは特
にないと考えてもいいのでしょうか、それとも何かミスとかを防止するよう
な対策が取られていくようなものになるのでしょうか、教えてください。

◎行政課長（兼松英知君） 今後新たに発生する事務となりますので、一定
の事務負担は生じます。また、通知を単にPDF化するだけでなく個人情報
の部分を画像化するという手順も発生しますので、一定の事務負担があり
ます。

◎副委員長（塚崎海緒君） そういった作業を複数人で対応していくという
ふうでよろしいのでしょうか。

◎行政課長（兼松英知君） 複数人で対応するという取扱いは徹底いたしま
す。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、質疑はないようですので、これで質疑
を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。
次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第9号「岩倉市行政手続条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第9号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 通勤手当の関係で、駐車場の手当の新設というところですけども、本会議のほうで1,500万円ほど影響額が出るんじゃないか、増えるんじゃないかというような御答弁もありましたところですけども、結構な金額だなというところなんですけど、通勤手当の関係を始めるに当たりまして、こういったことを導入される他市町の状況というのがもし分かりましたらお聞かせください。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 近隣市町に聞き取った情報ですが、条例自体は本市と同じく、5,000円を超えない範囲で市長が規則で定める額としているところがほとんどで規則の詳細はまだ決まっていないということなんですけども、本市と同じく、規則でも5,000円を上限とするという予定と聞いております。

ただ、江南市のみ、職員の駐車場の契約金額を鑑みまして2,000円を上限とする予定と聞いております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（榎谷規子君） 今の質疑で梅村委員が1,500万の影響があると言われたのは駐車場じゃなくて通勤手当のほうじゃなかったかなと思って聞いていたんですが、駐車場も他市町のを言われたんだっけ。

〔「駐車場のほうだけです」と呼ぶ者あり〕

◎委員（榎谷規子君） 職員の皆さんが通勤される状況、実態調査されたということを本会議でもお聞きしたところですが、上限が5,000円というのはほとんどの、私があんまりよく分かっていないんですが、市役所周辺の駐車場料金の中でほぼ、どれぐらいの割合が手当としてされるのかということ、

それも本会議で聞かれましたっけ。

〔「聞いていない」と呼ぶ者あり〕

◎委員（榎谷規子君） 上限額が5,000円というのが、今の実態に合わせてどれぐらいの割合が手当として支給されることになるのかということでお聞きしてよろしいでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 少し補足させていただきますと、駐車場の料金の支給に関しても通勤手当の中で支給させていただきますので、その影響額が1,500万円弱ということでございます。

今の御質問に関しましては、市役所の周辺の駐車場の料金ですが、細かく調査しているわけではないんですけれども、約、市役所周辺は1万円ぐらいはしていますので、5,000円なので半分ぐらいです。

市役所以外にも当然外部の職場、消防署とか保育園等の職場もございまして、そういったところは5,000円未満で駐車場を借りているという状況を聞いております。

◎委員（榎谷規子君） 通勤手当の上限6万6,400円というのも今の実態に合わせて、その上限はどれぐらいの割合で支給されるというふうな見込みでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 今現在、本会議でもお答えさせていただいているんですけれども、60キロを超えている通勤の職員はおりませんので、実際にはそこまでかかっている職員はいません。

◎副委員長（塚崎海緒君） 私からも職員、今の皆さんの実態のところを教えていただきたいんですけど、この条例が改正されることによって自己負担が軽減されるのかなというところなんですけど、今現状としては自分の負担で駐車場を借りられたりとかしている方が実際にいるというふうに認識してよろしいでしょうか。

◎秘書人事課統括主査（犬飼智博君） 今現在は全て職員の自己負担となっています。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第10号「岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第10号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」を議題といたします。

ここで委員長より、この議案については厚生文教常任委員会が所管する内容も含んでおりますので、議案第12号については厚生文教常任委員会と連合審査で審査してはどうかということをご提案したいと思いますが、この提案について他の委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、連合審査ということで行いたいと思います。

お諮りいたします。

議案第12号については、連合審査会の開催を厚生文教常任委員会へ申し入れることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、連合審査会を開催する日時等につきましては厚生文教常任委員会と協議する必要がありますので委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

ここで連合審査会の開催を調整する間、休憩したいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

よって休憩をいたします。

(休 憩)

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

厚生文教常任委員会との連合審査会について報告をいたします。

連合審査会を開催する申入れに対し、厚生文教常任委員会委員長からこれに応ずる旨の回答がございました。また、連合審査会を開催する日時等については、厚生文教常任委員会委員長と協議を行った結果、本日10時25分から第2、第3委員会室において開催することに決しました。

お諮りいたします。

連合審査会を開催する間、休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認めます。

よって、休憩といたします。

（総務・産業建設常任委員会、厚生・文教常任委員会連合審査会開催のため休憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」の議案審査を再開いたします。

なお、質疑につきましては、さきの連合審査会で終結をしております。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」反対の立場の討論をさせていただきます。

受益者負担の適正化を図るために策定した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき、所要の改正を行うというものですが、物価高騰が続く中市民負担が増えるということで、やはり賛成はできません。

賛成できない一番大きな内容は、先ほどまで議論がありました放課後児童健全育成手数料の額であります。核家族、共働きの家庭が増え、子どもをめぐる様々な事件などもある中で、学校敷地内に建設されて下校時の危険も回避され、児童館学童保育のときから比べてどんどん今、利用する子どもたちが増えているという状況です。利用する子どもたちが増えてきている中でも、

学校内の敷地内の放課後児童クラブの会場が狭くても待機児童を出さずに全ての子どもたちを受け入れるという努力をしていただいて学校の図書室なども、夏休みなどの利用など定員を増やす対策もしていただいていることに非常に感謝するものであります。

また、他市町の利用料の現状も先ほどまでの議論の中でありましたが、やはり岩倉市は1.5倍化する中でも低額に抑えていただいているという現状もありました。しかしながら、幾ら他市町に比べて低額だからといっても上限である1.5倍に増額していくのはどうなのでしょう。兄弟がいても半額補助というのはないという状況の中で、やはり上の子どもさんは利用させずに家で留守番をさせるという家庭も出てくるのではないかと心配するものです。もちろん、遺児手当などの家庭についての減免や免除の制度もあることもお答えの中で分かったわけですが、やはり物価高騰が続く中での市民負担が増えるということで賛成しかねます。

こどもまんなか応援サポーター宣言のまちの岩倉です。この手数料の値上げには賛成できません。

また、6月1日から庁舎の窓口開庁時間を変更することに伴って、コンビニ交付に係る市民の利便性を高め、利用を促進できるようにということでコンビニ交付に係る手数料を100円とする特例を設ける、特例規定を設ける5項も加えられましたが、任意取得であるマイナンバーカードを持っている人のみ、コンビニ交付により交付する場合の印鑑登録証明書、住民票の写し、納税証明書、課税証明書及び所得証明書に係る手数料について300円から100円とする特例規定を設けることについては、やはり公平性の点で賛成できません。

以上によって、議案第12号については反対とさせていただきます。

◎委員（伊藤隆信君） 議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」賛成の立場で討論をいたします。

まず改正の理由については、受益者負担の適正化を図るために策定した、使用料・手数料等の見直しに関する基本方針に基づき各種手数料の額を改めるものであります。市民にとって負担が増えることは大変であると思いますが、物価高騰やエネルギー価格の上昇という社会情勢を鑑みれば、利用される方の相応のコストを負担していただくことは持続可能な行政サービスを維持する上で当然の選択であります。責任ある議会として、次世代に負担を先送りせず、限られた財源をいかに効率的かつ公平に配分するかを考えねばなりません。議会として、今回の改正に対して反対する合理的な理由はないと考えております。

以上の点から、議案第12号に賛成をいたします。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に討論はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） 議案第12号に反対の立場で討論をさせていただきます。

市民目線、利用者の方々の目線で、放課後児童クラブの手数料の値上げの部分をととても心配しています。

施政方針では『「ふれ愛」広がるウェルビーイングなまちづくり』というのを掲げていて、市民参加の視点で附属委員の意見を伺っているということですが、また説明もされているということですが、利用者への説明が不足しているという状況ではないかと考えています。

また、やはり物価高騰の中、子育て世帯は本当に今耐えている状況、コロナ禍以降ずっと耐えている状況にあります。また、利用者数が増えているところで子どもたちから夏休み中の放課後児童クラブがカオスな状態だというような声も聞いているところから、またそこに受益者負担の適正化とウェルビーイング実現、この矛盾する部分での手数料値上げに対しては反対の立場を取らせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第12号「岩倉市手数料条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第12号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） 休憩を閉じ、再開いたします。

続いて、議案第17号「岩倉市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 下水道使用料の端数処理について、使用料算定額に

生じる端数を10円未満切捨てから1円未満切捨てに改めるというものですが、影響額はどのぐらいになるのでしょうか。

◎上下水道課統括主査（井上美保君） 端数処理によります下水道使用料の増加見込みなんですけれども、1年間で30万円程度の収入増を見込んでおります。ただし、施行日は令和8年10月1日ということもありますので、令和8年度は約10万円ほどの収入の増を見込んでおります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） この切捨ての単位の改正は、もし違っていたらいけません、少しでも収入増の意図があるのか、もしくは上水道事業において、料金改定に伴うものということでは何かシステム的にこういうふうにしていったほうが良いというような意図もあるのかともちょっと思ったりもするんですが、切捨てしなければいけない意図というのはどういったところにあったのでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 全国で料金改定というのは行われているところがあるんですけれども、この機会に1円単位にしているところが現状は多いです。

その理由として、やはり使ったものに対して料金がかかるというのがそもそも使用料ということになりますので、微々たるものですがけれども切り捨てることによって得をしている人、ぴったりの人は得をしていないだとかいうところもあるというような現状もあるというのが全国的な考えの中の一つであるという認識はしております。なので、本市といたしましても、やはりより公平にという視点からこちらのほうは適正ではないかというような判断をしております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） 確かに微々たる、市民負担の中での金額の動きだと思えるんですけれども、市民生活への影響というのはどれぐらい検討されたかお伺いしてもよろしいでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） 先ほどの榊谷さんの質問に対してのお答え、それぐらいの収入増ということで、単純に使った分はいただくのがベストやないかということで、昨年、下水道料金も改定させていただいたところで、今回水道料金に対して、この後の議案ですけれども改正をさせていただいて、それを適正な料金という視点で料金の改定をさせていただいておる中の一環でこの1円単位というところも考えておりますので、市民生活への影響というのは当然あるものだと認識しております。

◎副委員長（塚崎海緒君） いつもの上下水道の使用料とか請求の紙を見て、

本当にきれいに100円単位で請求いただいているところが、1円、10円とか、そういう細かいお金が発生してくると思うんです。

今は両替とかも手数料がかかるような時代になってきている中で、引き落としで数字が動くだけなのかもしれないんですけど、現金で支払いされる方もいらっしゃる、そういったところの少し負担も出てくるのかなというところも想像していて、そういったところまではさすがに検討されていないということですね。

◎上下水道課長（田中伸行君） それは10円単位でも多分同じ話であると私は考えますし、水道料金だけではなくてほかの電気代だとかいうものも同じような1円単位で出ていると思いますので、そちらのところは御理解願いたいと考えています。

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第17号「岩倉市下水道条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第17号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号「岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正ですけど、いろいろ社会の流れでこのよ

うになってきているんだと思いますけど、一応確認をさせてください。

まず、配偶者に関わる扶養手当を廃止したのはなぜかというところをお願いします。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 国において、配偶者の働き方に中立となるよう制度の見直しに向けた取組が進められております。こうした中で、民間の事業所の配偶者手当の支給割合ですとか受給状況を鑑みて、令和6年度の人事院勧告において配偶者手当の廃止がされました。昨年度、市長部局において関連する条例の改正を行っております。企業職員の給与に関することは、岩倉市職員の給与に関する条例や関連する規則の規定に準ずることとなっておりますので、市長部局の改正に合わせて見直しを行うものになります。

◎委員（梅村 均君） もう一つの箇所も同じく確認させてください。

定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給することになったのはどういった理由からかを確認させてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 定年前再任用短時間勤務職員には前身となります再任用制度の導入時に、職務に関連する者を中心に手当を支給することとしましたが、60歳前の職員と同様に、再任用された職員が転居を伴う異動を行う場合があります。令和6年度の人事院勧告で再任用職員にも住居手当を支給するということがされましたので、先ほどの配偶者扶養手当の廃止と同様に、企業職員についても同様の見直しを行うものになります。

◎委員（梶谷規子君） 今の定年前再任用短時間勤務職員に対して、住居手当を支給される人は何人ぐらい見えるんでしょうか。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 水道事業では定年前再任用短時間勤務職員がおりませんので、該当なしとなります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第18号「岩倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改

正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第18号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第19号「岩倉市水道料金等審議会条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正では所掌事項を広くするというような改正でございます。

確認ですけれども、第4条で、委員7人以内をもって組織するとありまして、その2項で4種類ほどのカテゴリーから市長が委嘱をされておりますけれども、識見を有する者とか各種団体の代表者、水道及び下水道の使用者と市民の代表となっておりますけど、現在の内訳はどういった人数内訳での構成になっているかを教えてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 第4条、第2項、第1号に規定する識見を有する者につきましては大学の教授を1名、第2号の各種団体の代表者につきましては商工会及び消費生活モニターからそれぞれ1名ずつの計2名、第3号の水道及び下水道の使用者は法人の使用者と市民委員登録制度からそれぞれ1名ずつの計2名、最後の第4号の市民の代表者につきましては公募による選定としておりまして計2名、これらを合わせて合計7名で組織しております。

◎委員（梶谷規子君） 審議会の所掌する事務を広げてきたということで、PFASに関連する水質検査などがこれから増えていくという方向の中でそういう調査事項が公表されると審議会を開いていくというようなことになるのかなと思うんですが、審議会というのはどういった開催状況になっていくのかお聞かせいただきたいと思えます。

◎上下水道課長（田中伸行君） 審議会、今の条例の立てつけでは諮問をされてからというような条例の立てつけになっております。

ただ社会情勢や、先ほど言われたように岩倉市はちょっとPFASの検査もありますのでやはり経営状況を含め、水道事業というものの今の経営状況だとか決算の状況などをやはり審議会の方に御報告する場が年1回ぐらいは

最低必要じゃないかというふうに考えております。今後もまた社会情勢が急激に変わってくることもございますので、その都度情報を提供して、今の料金体系でまだこの先やっていけるのかなどということ、やはりフレッシュな情報を皆さんにお知らせしたいということがありますので、現時点じゃあ、わざわざそのPFASを4回検査、年に、しなきゃいけないんですけども、その都度やるということは考えていません。全体の水道の経営状況で今こういう経営状況ですと、来年に当たってはこのような形になりそうですというように情報を提供していきたいというふうに考えております。

◎副委員長（塚崎海緒君） 私も同じところが気になっていて、市長の諮問を待たずに審議会ができるというところなんですけれども、今はPFASの話であるとか経営状態の話というところで御説明をいただいたんですが、ほかにも、審議の範囲というのはどれぐらいまで想定されているのかなというところがあれば教えていただきたいです。

◎上下水道課長（田中伸行君） どちらかという、審議をしていただくというものではないというふうに私ども考えていまして、今の審議をしていただくということに関しては料金、この料金でいいですかという諮問を受けて審議をするということになると思うんですね。答申という形も正式には、流れではありますが、答申も意見を伺う、御意見として審議会としての意見はこうだよというのが一般的な流れになります。

なので、内容的には情報を提供して、我々もいろんな方にアドバイスいただく場も必要かなというふうに思っております、いろんな団体の方が審議会のメンバーにはいらっしゃると思いますので、我々がこういうことを考えているだとか、経費削減についてこういう動きをしているだとかにさらによきアドバイスをいただければというように考えております。

◎副委員長（塚崎海緒君） 丁寧な説明をいただき、ありがとうございます。

やっぱり条例の中で審議会がとか、この審議に関する事とか書いてあったので、情報を報告するための改正というかそういうふうにちょっと読めなかったところがあったので、理解をしました。ありがとうございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第19号「岩倉市水道料金等審議会条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第19号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 審議会の会議録を完全に読み込めていなくて申し訳ないですけど、まず、検討をされた審議会において料金が上がることに對して反対者というのはいなかったんでしょうか、確認をさせてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 絶対的に反対だという委員の方はいませんが、市民生活ですとか中小企業の状況も考慮して慎重に判断すべきといった意見ですとか、少量使用者への配慮や、急激な負担増とならないような料金体系にすべきという意見がありました。

これらの意見を踏まえて、料金改定の必要性を御理解いただいた上で改定案をまとめております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

次に改正内容のことで教えていただきたいことがあります。28条の用途区分が変わりまして一般用と臨時用の2つになりました。これまでは家事用ですとか営業用ですとか5つぐらいになってたんですけど、なぜこの整理をされたかというところを教えてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 本市の基本料金は湯屋用と特別栓を除くと、家事用・営業用・官公署用で同額としておりますが、用途別の料金体系というのは一般的には生活用に配慮した体系で、営業用などの負担が相対的に大きくなることと維持管理に必要な固定費を安定して回収しづらいといった特徴があります。

今回の見直しに当たりましては、メーターの口径が大きいほど一度に多くの水を使用できるということから水道施設の費用を多く負担すべきという考えに基づいて、口径別の体系に移行する検討を行っております。

また、全国の料金体系を見ますと口径別の体系が6割を占めているということと、県内の事業者ですと用途別を選択しているのは本市を含めて4事業者だけで、それ以外の31の事業者は口径別の料金体系になっております。こうした考え方ですとか、ほかの事業者の状況を踏まえて整理を行っております。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

もう一点教えていただきたいのは、第29条の料金の算定で、基本水量の2分の1を基準に半月分になるのか、1月分になるのかという基準があったんですけど、これがなくなったのはなぜかというところで教えてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 現行の規定は1か月の基本水量を5立方メートル以下と定めて、基本水量内は税抜きで500円の基本料金としております。ただし、1立方メートル使っても5立方メートル使っても同一の基本料金が発生するといった不公平感ですとか、1日ごとに日割り計算をしていくと事務処理も煩雑になりますので、そういったことを考慮して基本水量の2分の1を基準とした月途中の料金の算定について定めております。

今回の見直しでは基本水量を廃止して使用水量が、ゼロ立方メートルを超えて少しでも使うと料金が発生するという区分を新設しておりますので、これに合わせた見直しを行っております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

メーター使用料を廃止するということにもなっております。答申書を見ると用途別から口径別が変わったからとあるんですけど、この廃止の理由も確認させてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） メーター使用料は、基本料金に含むケースと本市のように別途徴収するケースの2パターンに分かれるのが一般的です。

これまでは基本料金に含めてい wasn't でしたが、料金の見直しの検討を行う中で水道メーターの減価償却費ですとか修繕費を反映させた基本料金を設定しておりますので、今回メーター使用料を廃止としています。

◎委員（梅村 均君） 私からは最後ですけど、これまでも協議会等で説明があったかもしれませんが、料金改定の時期において、審議会の答申では令和9年度となっておりますが、資金不足が生じる見込みであるということから9年度が妥当という内容だったんですけど、今回は半年ほど早まって

令和8年10月となっておりますけど、早まった理由についてどう考えているかをお聞かせください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 令和9年度の資金不足解消に向けて、審議会の中でこれまで検討をしていますが、PFASに対する費用ですとか修繕費なども増加しております、想定以上に水道事業の資金が減少しておりますので改定時期を早める検討を行いました。

◎委員（日比野 走君） さっきのPFASの費用分を回収するために半年早めたというふうにお伺いしたんですけど、大体幾らほどの回収を見込んでいるのかお聞かせ願えますでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） PFASにという今フレーズが出たんですけども、今回の料金改定にはPFASの対応前の経営状況で料金を設定していますので、それは今後出てくる話になります。

なので、料金改定を令和9年で妥当という判断をしたときと状況が今は全く変わってきているので、その間にPFASに対応してきたりだとか、さらに物価高騰もそれに追い打ちをかけているんですけども、それに対する対応費用が増加してきたので、これぐらいあるだろうと思っていた現金が急激に減ってきたと、なので、このままだと本当に現金が枯渇してしまうので、半年でも早くお願いして現金を確保しようという意図でありますのでよろしくをお願いします。

◎委員（梶谷規子君） 口径別の表の中で家庭用が13ミリから20ミリ、本会議の中で9割以上が13ミリと20ミリというふうにお聞きしたんですが、25ミリから75ミリまでの割合はほんの少しだということなんですが、どういったところで、どれぐらいの割合なのかお聞かせいただきたいと思います。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 今おっしゃっていただいたように13ミリと20ミリが全体の95%を占めておまして、25ミリについては約2%、30ミリ以上につきましてはもう1%に満たない割合となっております。一番大きな口径になりますと、大型店舗ですとか分譲マンションといったところが使用しております。

◎委員（梶谷規子君） 分譲マンションなども各それぞれの戸数の中では、メーター口径は小さくなるという形なんですか、そこら辺を教えてください。

◎上下水道課主幹（大橋 透君） 分譲マンションの場合は、親メーターに75ミリを設置しております。

ただ、今回料金改定をすると75ミリの基本料金が今まで500円だったのが物すごく高くなってしまいうんですね。分譲マンションは、親メーターの口径

は大きいですがけれども基本的には各世帯で使われている使用水量というのはそんなに多くないものですから、分譲マンションについては口径13ミリが使われているものとして料金の計算を行います。これによって一般の家庭と同じような改定幅になると考えております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） 私から、先ほどの答弁の中でやはり料金改定は慎重にすべきだという声もあったというところで、あと令和9年が妥当だという答申があった中で今は早めなければならないというところの判断について、今の社会情勢とかを見ていても夏を迎えるのがちょっと怖いなど生活者としては思っているところなんですけど、その後に水道料金の値上げも負担で出てくるというところで、もう少し値上げするタイミングというのを慎重に図ることはできなかったのかなというところをちょっとご意見お伺いしたいです。

◎上下水道課長（田中伸行君） おっしゃってみえることは非常によく理解するところではありますが、全員協議会でも現金のグラフだとかでお示しして御説明をさせていただいているんですけれども、本当に1億円を切るかもしれないというような状況になってきます。じゃあ、幾らあったらいいのかというのは正直ありません。ただ、よく言われるのが、1年間例えば何も収入がなくても水道事業として成り立つ、それはやっぱり年間の給水収益というものが目安になるというふうに考えています。事業体によってそれが半年なのかというのはそれぞれの判断なんですけれども、岩倉市としては1年間の現金を持っておくべきではないか、それが大体7億とか6億5,000万というところのオーダーなんですけれども、それが今1億円を切るかもしれないところになります。

昨年度は大規模な漏水が神野町でございましたけれども、そのときにも2,000万というお金がかかっている。これからは南海トラフだとか大地震、災害というのが非常に懸念されています。そういうことが起こったときに1億円しかなければ、もう事業としては成り立たなくなります。なので最低でも1億円はキープするような方策を考えた場合で半年というのか、これがぎりぎりなんですけれども、今からやろうと思うとこれが最短になるんですね。それが半年遅れれば1億円を切ってしまう。

でも、現金があるじゃないかという考えもあるかもしれないんですが、もうこの水道事業、岩倉の規模でもそれぐらい本当に危険水域だと我々は考えまして、半年でありますようお願いを、こういう形で議案の上程をさせていただいておるということでございます。

◎委員（榊谷規子君） 岩倉には自己水源がかつて13あって一つずついろんな、老朽化して問題があつて、水質検査などで自己水源がだんだん使えなくなり、今回もP F A Sによって県水に切り替えるという割合が増えてきたわけですが、県水自体が高過ぎるんではないかというふうな思いがあるんですが、県議会のほうでも県水の値上げがあつたと思うんですが、高過ぎる県水の引下げをとというような要望などもしていく必要があるんではないかと思いますが、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

◎上下水道課長（田中伸行君） それは水を買う我々としても安いほうがいいのは当たり前でありまして、ただ、同じように県も維持をしていかなければならない、物価高騰があるということでいけば我々と同じような状況であることは間違いありません。それに対してじゃあ、県水が来なくなれば同じように市民に水が行かなくなりますので、愛知県もその辺はちゃんと収支計画を立てて、更新計画を立ててその中で適正な料金を設定しているということであります。

なので我々としては、経営状況の報告を受ける機会には、もっと費用削減ができるんではないかというようなことを要求して、県もそれに応えていただくように努力していただくということは要望しております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（榊谷規子君） 議案第20号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」反対の立場で討論をさせていただきます。

岩倉市の水道料金は、2008年12月に基本水量の見直しを行って以降、改定していない状況であります。かつては岩倉の水道は、もう30年以上前ですが、水不足のときに学校のプールなどが使えなかった近隣市町と比べて岩倉は自己水源が13あるから学校のプールも使えるんだというようなことを先輩たちからお聞きして、岩倉の自己水源がすばらしいとずっと認識してきたものですが、この間P F A Sなどの影響でやはり県水に切り替えなくてはいけないということも議論をしてきたところです。

また、3年前に水道料金等審議会を設置して水道料金の適正化について検討を行っていただき、審議会より答申書が提出されて水道料金の改定について意見が付されて、この内容に準じて所要の改正を行うというものであります。市議会での議論など丁寧な段階を経ての資金不足となることで、この料金の見直し、値上げは致し方ないと思うものの、物価高騰が続く中での市民負担が増えるということにやはり賛成はできません。高い県水の料金の引下げをやはり、県にも意見していくことも必要ではないかと考えるものです。先ほどの答弁の中でも、適正な料金にと要望しているということもお伺いしたところですが、審議会における議論の中でも反対の方はいなかったということですが、今の市民生活を考える中で賛成しかねるということ、反対とさせていただきます。

◎委員（伊藤隆信君） 議案第20号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」賛成の立場で討論をいたします。

まず改正の理由については、岩倉市水道事業経営戦略において令和9年度に資金不足となることが確認されたことから岩倉市水道料金等審議会が設立され、水道料金適正化について検討がされました。審議会より答申書が提出され、水道料金の改定についての意見書が付されたため、この内容に準じて所要の改正をするためであります。水道料金の改定は、安定した水道水供給のため、PFAS対応のため、何より次世代へ負担を先送りしないため、やむを得ない処置であります。

議会としては、今回の改正に対して反対する合理的な理由はないと考えております。

以上の点から、議案第20号に賛成をいたします。

◎副委員長（塚崎海緒君） 議案第20号の「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」反対の立場で討論をさせていただきます。

もう本当に市の財源難も十分に理解していますし、物価高騰のあおりを市自体が受けていることも十分に理解しています。

確かに先送りしないという判断もあるんですが、やはり市民生活に寄り添う必要があると考えています。これからもガソリン代が高くなって行って、電気代などの家庭の負担も高騰してくるだろうという情勢が予想されている中で水道料金値上げのタイミングというのも慎重に検討していくべきだと考えています。市が財政難であることと同時に、市民の生活もとても今財政難の状況があるというところで、やはりもう少し慎重にしていかなければならないと考えていますので反対とさせていただきます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第20号「岩倉市水道事業給水条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第20号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（鬼頭博和君） それでは休憩を閉じ、再開いたします。

続きまして、議案第21号「岩倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎副委員長（塚崎海緒君） 質疑がないというのもちょっと。

予防業務というのが本当に大切な業務だということは理解しています。今回の改定によって、消防体制であるとか人事運用にどういった影響があるのか教えていただけますでしょうか。

◎総務課長兼防災コミュニティーセンター長（小川 薫君） 予防業務の充実とともに現場職員についても一定の増員を図ることとしております。

消防本部全体としての組織力の向上を考えておりまして、今回は新規採用職員、5人予定をしております、消防署のほうでも3名ほどの増員は考えておるところでございます。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第21号「岩倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第21号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 今回の改正で補償基礎額などが変わっておりますけど、そういった面はいいんですけれども、現在の消防団員の公務というのはどういったものになるのか、操法大会ですとかその練習、また毎月9のつく日の訓練とか、あと桜まつりなんかはイベントの警備もあったりするんですけど、この消防団員の公務について教えてください。現在はどうなっているか、お願いします。

◎総務課統括主査（木村裕樹君） 消防団員として出動、または従事した活動全てが公務となります。したがって、御質問にありました操法大会やそれに伴う練習、毎月9のつく日の訓練、桜まつりなどの市のイベントでの警備につきましても全て公務となります。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第22号「岩倉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第22号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） 火災に関する警報の発令中における火の使用制限ということで、警報発令中になると火の使用制限がかかるという内容のところ、第29条ですけれども、今回の改正で1号と5号を削除しております。1号、5号というのは山林や原野等において火入れしないことという内容ですけど、なぜ削除されているのかというところで、本市には山林とか原野がないからというようなことも少し思うんですが、よく見ると山林、原野等と書いてありますもんですからひょっとして、等が何を意味しているのかによってはどうかなともちよっと思いましたので、どうして削除しているのか、この等というのはどういう意味が入っているのかというところで確認させてください。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 消防関係法令におきまして山林や原野についての定義がされていない中で、山林や原野に該当する地域の特定に当たっては、森林法第5条の規定により、都道府県知事が作成する地域森林計画の対象となっている区域を参考とするようにと総務省消防庁のほうから通知を受けております。

愛知県の尾張西三河地域森林計画を見ますと当該地域に岩倉市が入っていないということを確認したことから、今回の改正で整理をするといったところなんです。

また、山林、原野等の等についてはというお話ですが、山林、原野に類似して火災発生危険のある土地、広範囲を指す包括的な表現ということで理解していただきたいと思いますが、具体的には保安林ですとか放牧地などがこれに該当するというふうに理解をしております。

◎委員（梅村 均君） よく分かりました。ありがとうございます。

あともう一点ですけど、施行日が3月31日となっていたと思うんですが、4月1日ではなくて令和8年3月31日とされたのはなぜかという点でお尋ねいたします。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 施行期日につきましては、まず火を使用する設備、器具等に対する規制におきましては、消防法第9条の規定に基づきまして、政省令において条例の制定に関する基準が定められておりまして、今回の改正の直接の原因である省令の一部改正が令和8年3月31日から施行されるということから、同日をさせていただいたところです。

◎委員（伊藤隆信君） 今回の火災条例の中でいいますとサウナのことが書かれておりますけど、実際岩倉市にサウナというのはどれぐらいあるのか、お願いいたします。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 現在のところ、今回追加する簡易サウナ設備というのは、市内に該当する届出は今のところございません。

それで、令和6年1月に西市町地内の施設において、また令和7年2月においては鈴井町地内の施設において、現行のサウナ設備に係る届出があったところでございまして、市内には現行のサウナ設備が2件存在するという状況になってございます。

◎委員（日比野 走君） 一般サウナ設備と簡易サウナ設備、それぞれで求められる予防措置について何か違い等はあつたりするのでしょうか。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 一般サウナ設備と簡易サウナ設備の一番大きな規制の違いというところで申し上げますと離隔距離、取らなきゃいけない必要な距離の違いがございまして、サウナストーブの周囲の可燃物の表面温度が100度を超えない距離と可燃物の引火しない距離、この両方を満たす必要があるのが現行のサウナ設備、これに対しまして、新たに追加する簡易サウナ設備はどちらかを満たせばいいという、いわゆる緩和されるという内容になっております。

◎委員長（鬼頭博和君） 他に質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 29条の7の改正のところで、住宅における火災の予防を推進するための施策に感震ブレーカーの普及、促進を追加するということですが、この感震ブレーカーはどれぐらいの設置なんでしょうか。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 感震ブレーカーの市内の設置状況ということでもよろしいでしょうか。当本部において、過去この感震ブレーカーにおける設置率の状況を調査したことはございません。というのは、今回新たに総務省消防庁のほうから、感震ブレーカーについて、消防機関で新たに普及、広

報に努めることという方針の下に条例に盛り込ませていただいたわけですが、国が別に調査をした結果を見ますと全国的には感震ブレーカーの設置率は約1割にしか満たないというような資料は示されているところです。

◎委員（梶谷規子君） 国の調査では1割で、市内では今まで普及がどれくらいかという状況を把握することはしていないということで、今回の追加された条例の中で具体的にどのように普及、促進を図っていかれるのでしょうか。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 今回の改正条例の本条につきましては住宅における火災の予防の推進に関する事項について規定したものでありまして、新たに感震ブレーカーを明記することから、普及、啓発にこれから努めていくというものでございます。他の消防機関の状況を今後確認して当市の防災担当部局とも、今後どのようにしていくかというところは協議、検討が必要となる部分かなというふうに思っています。いずれにしても今後、我々消防機関として広報をしつつ、その先どうしていくかというところを考えていきたいと思っています。

◎副委員長（塚崎海緒君） サウナブームが背景にあるということでこういった改正がされていくということなんですけれども、市内でフィットネススタジオもとても増えてきているのかな、とてもではないですが増えてきているのかなというところで、フィットネスにサウナが設置されているところもあると思うんですけれども、今後新しくそういった施設が出てくるときというのはその届出を求めるような方向になっていくのかを教えてください。

◎総務課主幹（伊藤孝夫君） 市内のいわゆる委員おっしゃったフィットネス施設について、現在1施設について、現行のサウナ設備に該当するものが設置されておりまして、これが2台設置されておりまして、当然のことながらそれについての届出はうちのほうで受理をしております、必要に応じて検査をさせていただいているという状況です。

◎委員長（鬼頭博和君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（鬼頭博和君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略いたします。次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。
議案第23号「岩倉市火災予防条例の一部改正について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（鬼頭博和君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第23号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（鬼頭博和君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、総務・産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。